

身体障害者診断書・意見書（呼吸器機能障害用）

総括表

氏名	明治・大正 昭和・平成 年 月 日生（ 歳） 令和	男・女
住所		
① 障害名（部位を明記）		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通, 労災, その他の事故, 戦傷, 戦災 疾病, 先天性, 自然災害, その他（ ）	
③ 疾病・外傷発生日	昭和 平成 年 月 日・場所 令和	
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定）昭和・平成・令和 年 月 日		
⑤ 総合所見	[将来再認定 要・不要] (再認定の時期 年 月)	
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 年 月 日 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 科 医師氏名		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入] 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・ 該当する (級相当) ・ 該当しない		
注意 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。 4 診断書・意見書に記入した内容に修正がある場合は、二重線で取り消し、その上部等に正しい文言を記入してください。（訂正印は必要ありません。） 5 医師氏名は記名又は署名のどちらでもかまいません。また、医師の押印は必要ありません。		

(該当するものを○でかこむこと)

1 身体計測

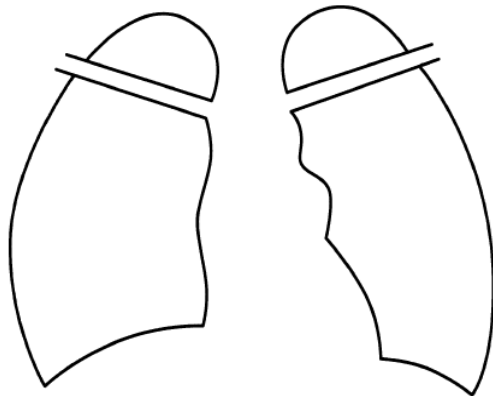
身長 cm 体重 kg

2 活動能力の程度

- ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
- イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
- ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。
- エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
- オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。

3 胸部エックス線写真所見 (年 月 日)

- ア 胸 膜 癒 着 (無・軽度・中等度・高度)
- イ 気 腫 化 (無・軽度・中等度・高度)
- ウ 線 維 化 (無・軽度・中等度・高度)
- エ 不 透 明 肺 (無・軽度・中等度・高度)
- オ 胸 郭 変 形 (無・軽度・中等度・高度)
- カ 心・縦隔の変形 (無・軽度・中等度・高度)



4 換気機能 (年 月 日)

- ア 予測肺活量 □ . □ □ L (実測肺活量 □ . □ □ L)
- イ 1 秒 量 □ . □ □ L (実測努力肺活量 □ . □ □ L)
- ウ 予測肺活量 1 秒率 □ □ . □ % $\left(= \frac{1}{ア} \times 100 \right)$

(アについては、下記の予測式を使用して算出すること。)

肺活量予測式 (L)

男性 $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢 (歳)} - 2.258$

女性 $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$

(予測式の適応年齢は男性18-91歳、女性18-95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)

5 動脈血ガス (年 月 日)

ア O_2 分圧 : . Torr

イ CO_2 分圧 : . Torr

ウ pH : .

エ 採血より分析までに時間を要した場合 時間 分

オ 耳朶血を用いた場合 : []

6 その他の臨床所見

【 診断書作成の留意点（呼吸器機能障害） 】

- 1 身体障害者診断書・意見書1枚目の総括表「④参考となる経過・現症」には、治療の経緯（手術を行った場合は、その名称や日付等）を詳細に記入してください。
- 2 呼吸器の機能障害の状況及び所見の「4 換気機能」をご記入いただく際は、数値にご注意ください。特に計算間違いのないようにしてください。
- 3 呼吸器の機能障害の状況及び所見の「5 動脈血ガス」の各項目の値を必ず記入してください。酸素飽和度（SpO₂）のみでは、障害の程度が正確に判断できません。

- * 以上の項目について未記入であった場合、作成した指定医師に戻ることになります。
- * 等級決定は、提出された障害程度（呼吸器機能障害の状況及び所見等）を検討して市長が行います。等級欄への等級の記入は、あくまでも参考意見でありますのでご注意ください。